

神奈川県住宅供給公社 殿

## 承諾書

私は、物件敷地内外の環境及び契約物件の住宅を確認し、下記の事項を全て確認・承諾のうえ申し込みします。

(記入日)

令和 年 月 日

現住所 \_\_\_\_\_

承継者氏名 \_\_\_\_\_ 印

《承継者ご本人様ご記入ください。印は認印可》

## 確認事項

## 〇名義変更後の手続き等について

- 各団地には一部の団地を除き、自治会がございます。名義変更後は、自治会にご加入いただきますようお願いいたします。(※既に加入されている場合は、手続きを行う必要はありません)。
- 家賃及び共益費は、当社の指定する取扱金融機関で預金口座振替によりお支払いいただきます。ご契約後は速やかに引落口座の登録手続きをお願いいたします。
- 火災保険、家財保険及び借家人賠償責任保険等については入居者の任意加入となりますが、万が一に備えご加入されることをお勧めいたします。
- 防犯対策は各入居者にて実施していただくことになります。
- 駐車場の契約・管理については各駐車場管理者の窓口にお問い合わせいただくことになります。空き状況等により、利用できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 駐輪場(自転車置場、バイク置場)は自治会が設立されている場合は原則として自治会の自主運営となっておりますので、ご入居の際に自治会長等に利用方法、利用料金などをご確認いただき、その定めに従ってご利用ください。また、自治会の加入の有無または空き状況等により、利用できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## 〇家賃および共益費の変更について

- 近傍同種の住宅の家賃と均衡上必要があるとき、または物価その他経済事情の変動等により家賃を変更することがあります。  
当社の一般賃貸住宅は、原則として3年毎に家賃変更を実施することとしており、**次回の変更は2028年4月1日を予定しています。**  
家賃を変更する場合は、変更日の3ヶ月以前に変更の通知をいたします。  
※ この家賃変更は、「公社賃貸住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう定める」との地方住宅供給公社法施行規則の規定に基づくものです。  
※ 新家賃については、近隣地域等における民間賃貸住宅の家賃を基準とし、位置・構造・経過年数等の諸要素について公社賃貸住宅と総合的に比較したうえで算出し決定します。
- 共益費に不足を生じたとき、又は不足を生ずることが予測されるときは、共益費の額を変更する場合があります。

## 〇その他

- 本物件には抵当権が設定されている場合があります。抵当権者や競落人に賃借権を対抗できないことがあります。
- 建物は気密性の高い鉄筋コンクリート独特の特性を持っており、物件の環境、立地、住戸位置等の諸条件により結露・カビ等が発生する場合がありますので、十分に換気と清掃を心がけてください。原則として公社では結露・カビ等についての対応はできません。
- 鉄筋コンクリート造等の建物は、構造上音が伝わり易くなっています。したがって、日常生活における“生活音”は避けることができませんのでご了承ください。なお、共同住宅での生活ではこの“生活音”が上下左右の住宅に伝わり、近隣の方とのトラブルを招くことがございますので、ご注意ください。なお、共同住宅での生活ではこの“生活音”が上下左右の住宅に伝わり、近隣の方とのトラブルを招くことがございますので、ご注意ください。
- 入居者同士の問題については、原則として当社は関与出来ません。上下階の音の問題等が発生した場合は、入居者同士で解決していただきますようお願いいたします。
- 当社の賃貸住宅では小鳥および小魚類以外の動物を飼育することは禁止されております。団地という共同生活の場では動物等が嫌いな方もおり、動物等を飼育する事による鳴き声等の騒音、臭い等がトラブルの原因となります。快適な生活を送る為にも動物の持込や飼育は絶対に行わないようお願いいたします。なお、違反した場合、契約解除となり、退去いただく場合があります。
- エアコン設置および洗浄機能付き便座の設置などの部屋の模様替えを行う場合、事前に「エアコン設置申請」、「模様替え申請」が必要となります。また、退去時には原状回復することとなりますので、あらかじめご了承ください。
- 本物件では原則として電話線が室内に引き込まれていません。電話、インターネットをご利用の場合、入居者様にて電話利用のお申込みが必要となるほか引込工事等が発生します。なお、引込工事費等については、入居者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

## 誓約事項

## ① 賃貸住宅における暴力団排除について

私は、神奈川県住宅供給公社一般賃貸住宅には、入居者等の生活の安全と平穏の確保、公社住宅への信頼確保のため、「神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)」第2条第3号から第5号に規定する暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに類する組織の構成員またはこれに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)が入居できないこととなっていることを了解し、以下の内容について誓約いたします。

- 私、同居人全員及び連帯保証人は、反社会的勢力ではないこと。
- 私、同居人全員及び連帯保証人のうち一人以上が反社会的勢力になること、または反社会的勢力であることが判明し、公社から賃貸借の解除通知があったときは、私及び同居人全員は、通知に従い速やかに公社住宅から退去すること。
- 私、同居人全員及び連帯保証人について、公社が必要に応じて警察に反社会的勢力であるか否かの情報提供を求めると、その際公社から警察に対し、私、同居人全員及び連帯保証人の情報を提供することについては異議を申し立てないこと。

## ② 共用部分の利用について

私及び同居人全員は、団地内の共用部分につき、以下のとおりルールを守って利用することを誓約いたします。

なお、以下のルールに違反した場合は、賃貸借契約を解除されても一切異議の申し立てはいたしません。

- 団地内に自動車の保管場所(駐車場)がない場合は、団地内には自動車を持ち込まないこと。
- バイク置場、自転車置場については公社および自治会が定めた団地内のルールを守って利用することとし、決められた場所以外には放置しないこと
- ゴミ置場の利用方法については自治体および自治会が定めたルールを順守し、決められた場所及び時間を逸脱せずに利用すること
- 団地内の共用部に私物を置いたり、捨てたりしないこと